NISA の投資枠と売却時の扱い

修正後の原稿

本資料は AI 記事監修サービスの説明用に作成した自主制作デモです。2026 年 10 月 16 日時点の成人向け制度の主要な論点を扱います。個別の投資助言や税務判断を行うものではありません。

NISA で非課税になるもの

NISA は、対象商品の売却益や配当・分配金などが一定の条件で非課税になる制度です。税制上の優遇であり、購入した商品の元本を保証するものではありません。値下がりによって損失が出る可能性があります。例えば、国内上場株式の配当を非課税で受け取るには受取方式にも条件があります。制度と商品のリスクを分けて理解しましょう。［S1・S3・S4］

年間投資枠の使い方

NISA には、つみたて投資枠と成長投資枠があります。年間に投資できる金額は、それぞれ 120 万円と 240 万円で、併用すると最大 360 万円です。ただし、二つの枠では対象商品と購入方法が異なります。つみたて投資枠は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託などが対象で、個別株は購入できません。個別株を検討する場合は、成長投資枠の対象かを確認します。［S1・S4］

非課税保有限度額との違い

年間投資枠とは別に、非課税で保有できる総枠があります。非課税保有限度額は取得金額を基準に 1,800 万円で、このうち成長投資枠で利用できるのは 1,200 万円までです。成長投資枠だけで総枠 1,800 万円を使い切ることはできません。また、上限は時価ではなく取得金額で管理されます。値上がりして評価額が 1,800 万円を超えたことだけを理由に、その超過分が課税されるわけではありません。［S1・S2］

売却したあとの枠

NISA で保有する商品は、必要に応じて売却できます。売却した場合、取得金額の分だけ非課税保有限度額を翌年以降に再利用できます。例えば 100 万円で買った商品を 130 万円で売った場合、再利用できるのは取得金額の 100 万円分です。売却した年の年間投資枠が復活するわけではなく、翌年以降も年間投資枠の範囲で買い付けます。売却額と再利用できる金額を区別しましょう。［S1・S2・S4］

旧制度の商品を保有している場合

2023 年までの一般 NISA やつみたて NISA で購入した商品は、2024 年以降の NISA とは別枠で管理されます。旧制度での購入分は、新しい制度の非課税保有限度額 1,800 万円には含まれません。ただし、旧制度の商品には旧制度の非課税期間が適用されます。新しい制度と同じ無期限の扱いになるわけではないため、保有商品の購入年と制度を分けて確認しましょう。［S1・S2］

始める前に整理すること

NISA を利用する際は、生活費や近い将来に使うお金と、投資に回せるお金を整理することが先です。長期・積立・分散投資はリスクと付き合うための考え方ですが、利益を保証するものではありません。年間投資枠は投資できる上限であり、使い切る必要はありません。利用目的や家計の状況に合わせ、商品の仕組み、費用、リスクを確認して判断しましょう。［S3・S4］

確認した一次情報

S1　金融庁 NISA を知る

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/know/index.html

S2　金融庁 よくある質問

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/question/index.html

S3　金融庁 資産形成の基本

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/invest/

S4　日本証券業協会 NISA のよくある質問

https://www.jsda.or.jp/nisa/faq/

確認日 2026 年 10 月 16 日。2027 年以降の未成年者向け制度の変更は本デモの対象外です。公開時には制度改正と参照資料の更新を再確認してください。